

保育士等の配置基準の見直し及び更なる処遇改善を求める意見書

コロナ禍でも原則として開所が求められている保育所等は、感染対策をしながら、保育を必要とする子どもの保育を行い、子どもにとって「最もふさわしい生活の場」であることが求められている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また保育においては子どもとの「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかける要因のひとつとなっていると推察する。

また、コロナ禍にあつて、保育所等においては、新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底に努め、質の高い保育を行うためにも、保育士等の配置基準の見直しを行う必要がある。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決定し、順次実施されている。2021年度「学校基本調査」によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（児童30人に保育士1人）は、70年以上前に定められたものであり、今日の保育をめぐる状況には程遠いものである。

コロナ禍において、保育現場の環境改善に努めるとともに、職員の更なる処遇改善が求められており、いまこそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう要望する。

1. 保育士等の配置基準の見直しと、職員の更なる処遇改善を図ること。
2. 保育士等の処遇改善に必要な財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月29日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）